

## 金沢市健康教育推進委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本市の児童生徒に関する健康教育を推進するため、金沢市健康教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 金沢市の健康教育の推進に関すること。
- (2) 金沢市健康教育推進プラン（以下「プラン」という。）の実施状況の検証及び今後の充実施策の検討に関すること。
- (3) プランの見直しに関すること。

### (組織)

第3条 委員会は委員10人以内を以て構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 小学校及び中学校の代表者
- (5) その他、教育委員会が必要であると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該年度末までとする。但し、再任は妨げないものとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員会の会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員会の会議は年3回程度とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校指導課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

#### 附 則（平成24年7月20日決裁）

- 1 この要綱は、平成24年7月20日から施行する。
- 2 金沢市健康教育実践会議設置要綱（平成23年7月22日決裁）は、廃止する。

#### 附 則（平成28年7月26日決裁）

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

## 金沢市健康教育推進委員会委員名簿

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 岩田 英樹  | 金沢大学人間社会研究域学校教育系教授 |
| 塚崎 恵子  | 金沢大学医薬保健研究域保健学系教授  |
| 加畑 寿明  | 学校医・金沢市医師会理事       |
| 中浜 淳   | 学校歯科医・金沢市歯科医師会理事   |
| 村田 世里子 | 学校薬剤師・金沢市薬剤師会会長    |
| 藤野 希   | 金沢市 PTA 協議会副会長     |
| 本間 啓子  | 金沢市立鞍月小学校校長        |
| 神農 幸子  | 金沢市立犀生中学校校長        |

(令和6年3月現在)